

国民年金 だより

■問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

付加年金についての ご案内

付加年金とは？

第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされ支給される制度です。

(厚生年金などの加入者や、その人に扶養されている第3号被保険者は加入できません。なお、農業者年金に加入している人は必ず納付しなければなりません。)

なお、付加保険料を納付している方はいつでも任意の時に申し出てその納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。

付加保険料の額は？

付加保険料は月額400円になり、受給額は200円×付加保険料納付月数になります。

※例えば、付加保険料を10年間(120月)納付した場合は、

付加保険料(納付額)は、400円×10年(120月)＝48,000円

付加年金額(受給額)は、200円×10年(120月)＝24,000円(年

額)となり、付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額になります。

(注)右記の付加年金額は、65歳から受給した場合の年金額です。

付加年金に加入する際の注意

・付加年金は、申し込みの日から加入となります。

・付加保険料は、納付期限を過ぎると納付できません。納付期限は翌月の末日(休日・祝日の場合は翌営業日)です。

・国民年金基金に加入中の方は、付加年金に加入することができません。

・付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はありませんが、老齢基礎年金を繰上げ・繰下げ請求した場合は、付加年金も老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

付加年金に加入するには

加入を希望される方は、年金手帳と印鑑をお持ちのうえ、各庁舎市民課へお越しください。

年金を正しく受給するためのミニ知識

カラ期間とは

老齢基礎年金を受取るためには、25年以上公的年金制度の保険料を納めた期間や国民年金保険料を免除、猶予された期間があることが必要です。この25年には年金額に反映されませんが受給資格期間としてみなすことができる期間があります。この期間はカラ期間(合算対象期間)と呼ばれています。主なカラ期間は次のとおりです。

●昭和61年4月1日以後の期間

・日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間※

・平成3年3月までの学生(夜間制、通信制を除き、年金法上に規定された各種学校を含む)であって国民年金に任意加入しなかった期間※

・第2号被保険者としての被保険者期間のうち、20歳未満の期間または60歳以上の期間

●昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間

・厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者であって国民年金に任意加入しなかった期間

・厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間または共済組合の退職一時金を受けた期間(昭和61年4月から65歳に達する日の前月までの間に免除期間を含む保険料納付済期間がある人に限る)

・65歳に達する日の前日までに日本国籍を取得した方、または永住許可がされた方の取得・許可前の期間であって昭和56年12月までの在日期間※

※は20歳以上60歳未満の期間に限ります。

この他にもカラ期間となる期間があります。

なお、カラ期間は年金の未加入期間となっており、日本年金機構にはその記録が残されていないため、ご本人の申し出に基づいて調査する必要がありますので、ご相談ください。